

実務対応報告公開草案第2号

退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対するコメント

朝日監査法人 木村 亮治

1.制度終了、増額又は減額の過去勤務債務測定時期について

改訂日と異なる測定基準日を採用する場合は、その間の勤務費用及び利息費用の差分を考慮に入れるべきであると考えます。

(理由)

Q2 において、「ただし、決算日が改訂日から大きく離れていないなど各々の時点において数理計算を行っても、単に煩雑となるだけであるような場合は、実務上改訂日現在ではなく決算日現在で退職給付債務の数理計算を行うことも許容され则认为られる」との記述があります。

また、Q6 においても、Q2 の上記部分が引用されており、改訂日と異なる基準日の採用を認める内容となっています。

本来は改訂日現在で過去勤務債務を測定すべきところ、実務上の観点から改訂日と異なる測定基準日を設けることはやむを得ないというスタンスと理解いたします。

ところで、改訂日から大きく離れていない期間をどの程度とするかについては個々に判断されることになるとは思われますが、測定日が異なる場合は、当該期間の勤務費用及び利息費用の差分が未認識債務に影響を与えることになります。増減額の内容及び程度によっては数ヶ月間の差であっても退職給付債務に与える影響が大きい場合があります。

2.退職一時金を廃止するが、過去勤務にかかる部分を退職時に支払うこととする場合の取扱いについて (Q4)

過去分の退職金を凍結し退職時に支払われる場合は、終了処理を伴わない、退職給付債務の減額として取り扱う方が適当と考えます。

(理由)

退職金廃止に伴う未払い金は、個々人の受給権が確定しており本人の退職と関係なく分割払いされるものであること、又、併せ給付に関しては、年金制度減額に伴う年金資産の精算額という性格を持つものであり、併せ給付を選択しない場合は分配金の発生を伴う一部終了と解されますので、Q&A の取扱いが適当と考えます。

しかし、名目上退職金制度の廃止となっても過去分の退職金を凍結し退職時に支払う内容の場合、事業主としては過去分の退職金に関する退職条件付債務を負っている点は従前と変わっておらず、将来勤務にかかる部分をゼロにする制度改訂と実質的に同じであります。また、このような変更は、例えば将来勤務分を確定拠出年金や給与前払い制度へ移行する場合に多く発生するものと考えられます。

以上